

保全ニュース九州

第76号（2025年2月）

「保全ニュース九州」では官庁施設（国家機関の建築物）の管理担当の皆様へ施設の「適正な保全」に関わる情報をお届けします。

※電子上で[青文字](#)をクリックすると、関連情報が掲載されているホームページが表示されます。

目次

1. 保全業務の引継ぎ
2. 令和6年度保全実態調査の報告
3. 令和7年度の保全実態調査に向けた作業依頼
4. 保全のQ & A
5. 令和7年度建築保全業務労務単価
6. 保全担当相談窓口の紹介～鹿児島営繕事務所～

1. 保全業務の引継ぎ

【引継ぎの重要性について】



来年は3年に1回の
12条点検の発注が
あるよ。忘れずに！

人事異動等により保全業務担当者が変わることがあると思いますが、保全業務の引継ぎはされていますでしょうか？

後任者へ施設の保全状況の共有を怠ると、毎年実施する点検やメンテナンスの不履行に繋がり、**結果として、災害や緊急時に迅速に対応出来ない可能性があります。**

正確な引き継ぎを実施するためにも、メンテナンスレポート及び故障や不具合の記録を漏れなく行いましょう！



【引継ぎを行うもの】

- ① 保全台帳（建築物等の概要）
- ② 保全台帳（点検及び確認記録）
- ③ 保全台帳（修繕履歴）
- ④ 中長期保全計画

BIMMS-Nで作成できます。
ログインのユーザーIDとパスワードの
引継ぎもお忘れなく！
※整備局では管理しておりません。

- ⑤ 保全台帳（年度保全計画）
- ⑥ 完成図等の保管先リスト
- ⑦ 申請・届出書類等リスト
- ⑧ 関係連絡先リスト
- ⑨ 工具・鍵等リスト
- ⑩ 特殊設備・その他

2. 令和6年度保全実態調査の報告

【保全実態調査結果一覧表】

各府省庁の保全ご担当者の皆様よりご報告いただいた内容について、一覧にまとめた資料になります。各省各庁ブロック官署の保全担当者の皆様へ、昨年10月下旬にメールにて送付いたしました。所管施設の現状を今一度ご確認ください。

[illegible]

【施設のエネルギー使用状況】

上記と一緒に、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の報告（光熱費）を基に、所管されている施設のエネルギー使用状況をまとめた資料を送付しました。政府実行計画に係る温室効果ガス排出の抑制の取り組み状況を今一度ご確認ください。

[illegible]

3. 令和7年度の保全実態調査に向けた作業依頼

【追加削除リスト】

各省各庁ブロック官署の保全担当者の皆様へ2月4日に令和6年度における施設の変更情報（新築・取壊し・用途廃止・所管換等）を官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）に反映するための作業依頼させていただきましたので、ご協力をお願いします。

報告内容：様式1 追加施設リスト
様式2 削除施設リスト
様式3 資産グループ変更施設リスト
提出期限：令和7年3月5日（水）

[illegible]

4. 保全のQ & A

保全業務について、よくあるご質問を紹介します。
日頃の施設保全業務にお役に立てば幸いです！

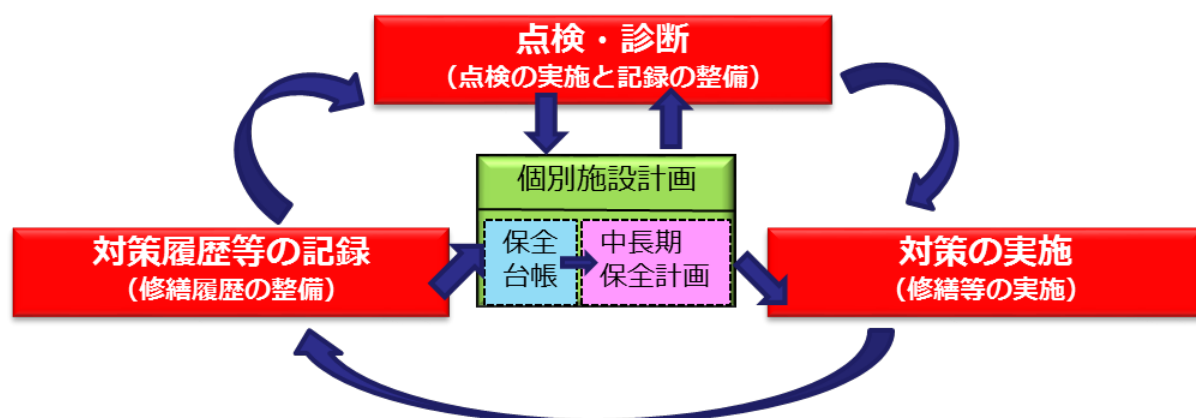
【個別施設計画の更新・確認について】

(Q) 個別施設計画*は、必ずBIMMS-Nを用いて作成しなければならないのか。

(A) 必ずBIMMS-Nを用いて作成しなければならない訳ではありません。各府省庁でお持ちの書式（各府省庁で個別施設計画の各書式とされているもの）があれば、そちらを用いて、作成することができます。
ただし、その各書式は、BIMMS-Nで提供している[保全台帳及び保全計画の様式](#)の記載事項を含んでいるかご確認ください。

※**個別施設計画**は施設毎に作成される、「**中長期保全計画**（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度及び概算額に係る計画）」及び「**保全台帳**（**点検**や**修繕履歴**等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とされてます。

インフラ長寿命化計画では、整備した記録や情報を将来に生かす「メンテナンスサイクル」を構築することになっています。



国家機関の建築物等の保全の現況（令和6年3月）図3-4 メンテナンスサイクルのイメージより抜粋
【国土交通省 大臣官房官庁営繕部】

5. 令和7年度建築保全業務労務単価

【公表】 建築保全業務労務単価

令和7年2月14日に、国土交通本省において、
「令和7年度建築保全業務労務単価」が公表されました！！

建築保全業務労務単価は、各省各庁あてに送付済ですが、以下にも掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

【建築保全業務労務単価】

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001864576.pdf>

【報道発表】

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000066.html



6. 保全担当相談窓口の紹介

～鹿児島県営繕事務所～

鹿児島県営繕事務所は、宮崎県、鹿児島県に所在する国の建物を対象に、庁舎の新築・改修に関する工事監理業務のほか、各府省庁の施設管理者への保全指導・支援の業務も行っています。総務課と技術課の総勢10名で、桜島を望む鹿児島港湾合同庁舎の4階で、日々業務に取り組んでいます。

令和5年度は鹿児島県鹿児島市において、鹿児島第三地方合同庁舎、令和6年度には鹿児島県奄美市において、名瀬第二地方合同庁舎が完成しました！



【鹿児島港湾合同庁舎】



【鹿児島第三地方合同庁舎】
(令和5年8月30日完成)



【名瀬第二地方合同庁舎】
(令和6年10月25日完成)

■お問い合わせはこちらまで《公共建築保全相談窓口》

《総合相談窓口》

営繕部調整課 ☎092-476-3537
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

《熊本・大分県の相談窓口》

熊本県営繕事務所技術課 ☎096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《福岡・佐賀・長崎県の相談窓口》

営繕部保全指導・監督室 ☎092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

《宮崎・鹿児島県の相談窓口》

鹿児島県営繕事務所技術課 ☎099-222-5188
〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1